

地域共生社会の実現に向けた地域づくりの推進について

1 「地域共生社会」の実現に向けた取組について

少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現が求められている。

こうした考え方を具体化するため、平成 29 年の社会福祉法改正においては包括的支援体制の整備が市町村の努力義務として定められ、これをモデル実施するための事業には令和 2 年度では 279 自治体が取り組んだ。

また、令和元年 5 月には、厚生労働省に「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」を設置し、同年 12 月に最終とりまとめを公表した。

こうした経過も踏まえつつ、社会福祉法改正案が令和 2 年通常国会で成立し、令和 3 年 4 月、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業（以下「重層事業」という。）が創設された。

重層事業については、令和 3 年度には 42 市町、令和 4 年度には 134 市町村が実施したところであり、令和 5 年度は 189 市町村が実施する予定である。この重層事業の効果的な実施を進めていくとともに、実施を希望する市町村が円滑に重層事業に移行できるよう、適切に支援を進めていく。

2 重層的支援体制整備事業について

(1) 重層的支援体制整備事業の枠組みについて

重層事業は、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものである。

そのため、従来、分野（介護、障害、子ども・子育て、生活困窮）ごとに行われていた相談支援や地域づくりにかかる補助（以下「既存事業」という。）に、新たに多機関協働や参加支援等の機能強化を図る補助を加えて一体的に執行できるよう「重層的支援体制整備事業交付金」（以下「重層事業交付金」という。）として交付している。

なお、令和5年度に重層事業を実施する189市町村（令和4年10月に実施した国の意向調査で重層事業を実施すると回答した市町村）は、表1のすべての事業を実施することが必要であり、国は重層事業交付金としてこれらの事業に必要な財源を交付する。

重層事業は、実施を希望する市町村の手あげによる任意事業であるが、地域共生社会の実現に向けた効果的な取組と考えている。したがって、実施を希望する市町村においては、重層事業への移行に向けて、分野を超えた部局横断の連携体制の検討及び整備、重層的支援体制整備事業実施計画（以下「重層事業実施計画」という。）の策定、重層事業を実施する際の毎年度の予算編成や予算執行にかかる体制の構築を進めていただきたい。

都道府県においては、重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業（3の（2）参照）を活用するなど、管内市町村への積極的な支援をお願いしたい。

(2) 重層的支援体制整備事業を推進するためのプロセスについて

市町村において包括的な支援体制を整備するに当たっては、個別支援と地域に対する支援の両面を通じて、人と人のつながりを基盤としたセーフティネットを強化することとなる。そのためには、

- ・ 相談支援によって本人や世帯の属性を問わず包括的に相談を受け止め、関係機関全体で支援を進めること
- ・ 参加支援を通じて、本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援を実施すること
- ・ 地域づくりに向けた支援により、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する環境整備を実施すること

が必要であり、一つの有力な手法として、重層事業が位置づけられている。

したがって、重層事業においては、市町村内の各種施策に係る支援機関が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重要となる。

このような連携体制を構築するためには、地域住民や支援関係機関との間で意見

交換や対話を繰り返し、目的意識を共有するといったプロセスが必要不可欠である。については、重層事業を実施する市町村においては、こうした丁寧なプロセスを経ることが事業の成否を分けると言っても過言ではないことを十分認識していただきたい。また、重層事業への移行準備事業（3の（1）参照）を実施する市町村においては、実施期間中に十分に庁内外の合意形成を図りたい。

なお、社会福祉法第106条の5における重層事業実施計画を策定する際においても、こうしたプロセスを経ることが重要である。

この重層事業実施計画の記載内容については、令和2年12月24日付けで公布された社会福祉法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第205号）に規定し、具体的な策定ガイドラインについては、令和3年3月31日付け通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（子ども家庭局長、社会・援護局長、障害保健福祉部長、老健局長連名通知）において示しているところであり、重層事業実施計画の策定に当たって十分参照いただきたい。

表1（社会福祉法（抜粋））

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）	
第六条	（略）
2	国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、 <u>保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。</u>
3	（略）

（3）重層的支援体制整備事業交付金について

重層事業交付金については、各分野の相談支援及び地域づくりにかかる既存事業の補助金等を一体化するとともに、参加支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働といった新たな機能に係る補助を追加して交付するものである。

既存事業分については、財政保障の水準を維持する観点から、国、都道府県、市町村の費用負担割合や補助基準額は、それぞれの制度における現行の規定と同様としている。令和5年度予算案における既存事業並びに多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業及び参加支援事業（以下「多機関協働事業等」という。）の補助率は表2のとおりであり、多機関協働事業等の補助基準額は表3のとおり予定している。この多機関協働事業等の負担割合は、従来からお知らせしていたとおり、令和5年度以降、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4となるため、都道府県におかれては、重層事業を実施する市町村に対し適切に交付するようお願いする（都道府県分も含め地方負担分については、地方財政措置が講じられる予定）。

なお、都道府県負担割合に係る具体的な規定については、交付要綱において定める予定であるので、申し添える。

表 2 (重層的支援体制整備事業で実施する事業)

	事業名
包括的 相談 支援 事業	地域包括支援センターの運営 *社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号のイ
	障害者相談支援事業 *社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号のロ
	利用者支援事業 *社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号のハ
	生活困窮者自立相談支援事業 *社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号のニ
	福祉事務所未設置町村による相談事業 ※市及び生活困窮者自立相談支援事業を実施している町村は不要
地域 づくり 事業	地域介護予防活動支援事業 *社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号のイ
	生活支援体制整備事業 *社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号のロ
	地域活動支援センターの基本事業 *社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号のハ
	地域子育て支援拠点事業 *社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号のニ
	生活困窮者支援等のための地域づくり事業
多 機 関 協 働 事 業 等	参加支援事業 *社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 2 号 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 *社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 4 号
	多機関協働事業 *社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 5 号

表3 (令和5年度における重層的支援体制整備事業で実施する各事業の補助率等)

	事業名	補助率等			
		国	都道府県	市町村	その他
包括的 相談支援事業	地域包括支援センターの運営	38.5/100	19.25/100	19.25/100	23/100 (1号保険料)
	基幹相談支援センター等機能強化事業等 ※1	50/100 以内	25/100 以内	25/100	—
	利用者支援事業	2/3	1/6	1/6	—
	生活困窮者自立相談支援事業	3/4	—	1/4	—
	福祉事務所未設置町村による相談事業	3/4	—	1/4	—
地域づくり事業	地域介護予防活動支援事業	25/100	12.5/100	12.5/100	23/100 (1号保険料) 27/100 (2号保険料)
	生活支援体制整備事業	38.5/100	19.25/100	19.25/100	23/100 (1号保険料)
	地域活動支援センター機能強化事業 ※2	50/100 以内	25/100 以内	25/100	—
	地域子育て支援拠点事業	1/3	1/3	1/3	—
	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	1/2	—	1/2	—
多機関協働事業等	<ul style="list-style-type: none"> ・参加支援事業 ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 ・多機関協働事業 	1/2	1/4	1/4	—

※1 地方交付税を財源として実施される障害者相談支援事業に加えて、重層的支援体制整備事業実施要綱に規定する「相談支援事業（基幹相談支援センター等機能強化事業等）」を実施する場合

※2 地方交付税を財源として実施される地域活動支援センターの基本事業に加えて、重層的支援体制整備事業実施要綱に規定する「地域活動支援センター機能強化事業」を実施する場合

表4 (令和5年度における多機関協働事業等の補助基準額)

市町村人口規模	補助基準額 (円)
10,000 人未満	25,300,000
10,000 人以上～30,000 人未満	28,000,000
30,000 人以上～50,000 人未満	31,000,000
50,000 人以上～100,000 人未満	33,800,000
100,000 人以上～200,000 人未満	42,000,000
200,000 人以上～300,000 人未満	50,500,000
300,000 人以上～500,000 人未満	56,000,000
500,000 人以上	61,800,000

※ 人口規模については、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」に基づき総務大臣に報告した、各自治体における前年1月1日現在において住民基本台帳に記載されている者の数を基準とする。

(4) 多機関協働事業等について

重層事業には、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業といった、重層的支援体制の強化に資する新たな機能を追加している。

多機関協働事業は、重層事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるなど、既存の相談支援機関をサポートし、市町村における包括的な支援体制を構築できるよう支援するものである。具体的には、重層事業の支援の進捗状況等を把握し、必要があれば既存の相談支援機関の専門職に助言を行うなど、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める等の取組を実施する。

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、複数分野にまたがる複雑化・複合化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人に支援を届けるものである。具体的には、各種会議、支援関係機関との連携を通じて、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集するとともに、地域住民とのつながりを構築する中でニーズを抱える相談者を見つける。また、本人と直接対面したり、継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行う。

参加支援事業は、各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行うものである。具体的には、利用者のニーズや課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源間のコーディネート、本人と支援メニューのマッチングを行うほか、新たに社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューをつくる。また、本人と支援メニューをマッチングした後、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップをするとともに、受け入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っていることがある場合にはサポートを行う。

これらの事業の具体的な内容については、これまでも全国担当者会議、国が主催する各種研修、都道府県キャラバンなど様々な場面を通じて周知をしてきたところであり、重層事業や重層事業への移行準備事業（3の（1）参照）を実施する市町村においては、事業内容を十分御理解の上、事業内容の検討をしていただくようお願いしたい。

3 令和5年度予算案について

令和5年度予算案においては、地域共生社会の実現に向けた取組を推進するため、重層事業に加えて、「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」（以下「移行準備事業」という。）、「重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業」（以下「都道府県後方支援事業」という。）、「重層的支援体制構築推進人材養成事業」（以下「人材養成事業」という。）を実施するために必要な経費として、計351億円（令和4年度は261億円）を計上した。

各自治体におかれては、以下の各事業の具体的な内容について御理解の上、積極的な事業展開をお願いする。（重層事業については2を参照）

（1）重層的支援体制整備事業への移行準備事業

令和3年4月に施行された社会福祉法において重層事業が創設されたため、これまで実施してきたモデル事業は令和2年度に廃止し、令和3年度に移行準備事業を創設した（移行準備事業は生活困窮者就労支援事業費等補助金の事業として実施）。

移行準備事業は、市町村が実施主体となり、令和6年度以降に重層事業へ移行するために必要な経費に対して補助するものである。具体的には、重層事業の実施に向けた市町村の体制整備に取り組むことを目的とし、庁内外の関係者・関係機関との連携体制を構築するための取組や多機関協働の取組を行うものである。なお、アウトリーチ等を通じた継続的支援や参加支援の取組等も補助対象経費とする予定である。

令和5年度における本事業の国の補助率は3/4（市町村の負担は1/4）を維持する。他方、改正社会福祉法の施行から一定期間が経過していることや、重層事業に移行するための試行的な事業であることを踏まえて事業規模を見直すこととし、令和5年度から新たに移行準備事業を実施する市町村に対しては、表4-2のとおり国庫補助における基準額を見直す予定である。これは限られた予算の中で数多くの自治体に事業を実施していただくための措置であり、令和5年度から重層事業実施の開始を予定している自治体においては、御理解いただけるようお願いする。

令和5年度においては293市町村が実施を予定していると承知しており、重層事業への移行に向けた適切な活用をお願いしたい。

表5-1 (令和4年度までに移行準備事業を開始していた場合の補助基準額)

市町村人口規模	補助基準額 (円)
10,000 人未満	16,900,000
10,000 人以上～30,000 人未満	18,700,000
30,000 人以上～50,000 人未満	20,700,000
50,000 人以上～100,000 人未満	22,500,000
100,000 人以上～200,000 人未満	28,000,000
200,000 人以上～300,000 人未満	33,700,000
300,000 人以上～500,000 人未満	37,300,000
500,000 人以上	41,200,000

※ 人口規模については、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」に基づき総務大臣に報告した、各自治体における前年1月1日現在において住民基本台帳に記載されている者の数を基準とする。

表5-2 (令和5年度から新たに移行準備事業を開始する場合の補助基準額)

市町村人口規模	補助基準額 (円)
10,000 人未満	6,300,000
10,000 人以上～30,000 人未満	7,000,000
30,000 人以上～50,000 人未満	7,800,000
50,000 人以上～100,000 人未満	8,500,000
100,000 人以上～200,000 人未満	10,500,000
200,000 人以上～300,000 人未満	12,600,000
300,000 人以上～500,000 人未満	14,000,000
500,000 人以上	15,500,000

※ 人口規模については、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」に基づき総務大臣に報告した、各自治体における前年1月1日現在において住民基本台帳に記載されている者の数を基準とする。

(2) 重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業

都道府県後方支援事業は、都道府県が実施主体となり、市町村が推進する重層的な支援体制整備の後方支援として都道府県が行う各種取組に必要な経費に対して補助するものである（※令和4年度は44都道府県が取り組んでいる）。

具体的には、市町村における庁内・庁外連携促進のための支援、市町村間の交流・ネットワーク構築支援、重層事業への移行促進等を目的とした研修の実施、重層的支援体制構築のための実態調査等の取組を対象に補助するものである。なお、本事業の国の補助率は3/4（都道府県の負担は1/4）としている。

また、社会福祉法には、国及び都道府県の責務として、市町村において重層事業の実施など、包括的な支援体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう必要な支援を行う旨（表5）が規定されている。具体的には、都道府県の広域的・専門的な機能として、都道府県が実施している相談支援等の機能及び市町村の重層的支援体制との連携により、複雑化・複合化した課題を有する者への包括的な支援体制の充実が図られること、また、市町村への必要な後方支援を行うことが期待される。

これら都道府県に求められる役割にかんがみ、市町村における包括的な支援体制の整備がさらに推進されるよう、都道府県におかれては、本事業の適切な活用をお願いしたい。

表6（社会福祉法（抜粋））（一部再掲）

<p>（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。</p> <p>3 国及び都道府県は、<u>市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。</u></p>

(3) 重層的支援体制構築推進人材養成事業

重層事業に関わる支援者は、令和2年6月の社会福祉法改正の趣旨を理解し、多様な分野と連携しながら包括的な支援を進めていくことで、地域共生社会の実現の一翼を担っていただきたいと考えている。そのため、重層事業の推進に際しては、人材養成が極めて重要である。

このため、国においては、①地域共生社会の基本理念を理解した上で、重層事業の意義やその内容、目指す方針を理解すること、②研修を通じて自治体職員や支援関係者同士のネットワークをつくること、③学んだことを持ち帰り、自治体内において体制を検討する際の中核となることを目的とした人材養成事業を令和3年度から創設したところである。令和4年度においては重層事業を実施する自治体や多機関協働事業等を受託する事業者等を対象にした全国研修（表6）を実施している。

令和5年度における人材養成事業においても、令和4年度までと同様に、国において重層事業を実施する自治体や多機関協働事業等を受託する事業者等を対象にした研修を実施する予定であり、都道府県、市町村におかれては、本事業に係る研修会等へ積極的に参加いただくようお願いしたい。

また、令和3年度、令和4年度に実施した研修の資料及び動画については、厚生労働省ホームページから視聴を可能としているので、都道府県・市町村におかれては、関係部署の職員等を含め、庁内外の研修等に御活用いただきたい。

(URLは以下のとおり)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhog/chiikikyosei/index.html

表7（全国研修の概要（令和4年度の例））

研修名	対象者	開催方法	開催実績・予定 (ライブ研修)
【基礎編】共通研修	都道府県、重層事業実施自治体、 多機関協働・参加支援・アウトリーチ等支援事業者	いずれの研修も、 ・オンデマンド ・ライブ によるオンライン 受講	令和4年9・11月
【基礎編】市町村職員向け研修	重層事業実施自治体		令和5年1月
【基礎編】多機関協働事業者向け研修	多機関協働事業者（直営の場合は自治体職員）		令和5年1月
【基礎編】参加支援事業者向け研修	参加支援事業者（直営の場合は自治体職員）		令和5年2月
【基礎編】アウトリーチ等支援事業者向け研修	アウトリーチ等支援事業者（直営の場合は自治体職員）		令和5年2月
【基礎編】都道府県職員向け研修	都道府県		令和5年2月
【応用編】研修	都道府県、重層事業実施自治体、 多機関協働・参加支援・アウトリーチ等支援事業者		令和4年11月
【応用編】フォローアップ研修	都道府県、重層事業実施自治体、 多機関協働・参加支援・アウトリーチ等支援事業者		令和5年1月

4 その他

（1）重層的支援体制整備事業を推進するための各種取組について

① 多様な施策との連携について

重層事業の実施に当たっては、市町村内の各種施策に係る支援機関が相互に連携することが必要であること、2の（2）で述べたとおりである。

福祉関係に留まらない多様な施策との連携に当たって、円滑に合意形成を進めることができるよう、各施策との連携通知（表8）を発出しているところである。これらの通知を踏まえ、各自治体におかれては、重層事業の実施や重層事業への移行準備にあたり、各施策との連携体制の構築を進めていただきたい。

表8（多様な施策との連携通知）

重層事業等との連携施策	連携通知発出日
<ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり支援 ・自殺対策 ・児童福祉制度・DV被害者支援施策等 ・公共職業安定所 ・シルバー人材センター ・生涯現役促進地域連携事業 ・水道事業 ・保護観察所等 ・地域生活定着促進事業 ・教育施策 ・子供・若者育成支援施策 	令和3年3月29日
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者向け施策 ・障害保健福祉施策 ・子ども・子育て支援施策 ・生活困窮者自立支援制度 ・生活保護制度 ・成年後見制度利用促進に係る取組 ・社会福祉協議会及び民生委員・児童委員等 	令和3年3月31日
<ul style="list-style-type: none"> ・消費者安全確保地域協議会制度 ・地域力創造施策 	令和3年10月1日
<ul style="list-style-type: none"> ・地方創生施策 	令和3年12月1日
<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産施策 	令和4年3月1日

② 参加支援について

複雑化・複合化したニーズを抱える者に対して、多様な社会参加への支援を提供するためには、既存制度では対応できない狭間のニーズに対応できる社会資源を確保することが必要である。このため、各地域において様々な福祉サービスを提供している福祉サービス事業所等には、その支援に関する人材、場、ノウハウを十分に活かしていただくことが期待される。

以前から、各分野のサービスを複合的に提供する場合の取扱いについては、「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン（平成28年3月）」や、介護保険と障害福祉のサービスを同一の事業所で一体的に提供する共生型サービスの実施等により進められてきたところであるが、重層事業における参加支援を実施するための社会資源の活用方法としては、既存の福祉サービス事業所等における定員の空きを活用するなど、本来の業務に支障の無い範囲で本来の支援対象者とは別に、社会参加に向けた支援対象者を受け入れることも考えられる。

社会参加に向けた施策を自治体において具体的に取り組むに際しては、令和3年3月31日付け通知「多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について」

(子ども家庭局長、社会・援護局長、障害保健福祉部長、老健局長連名通知)を發出し、既存の社会福祉施設や福祉サービス事業所等の地域資源の活用を促進するための具体的な運用を示したところであり、各自治体の地域の実情に応じて、積極的に地域資源の活用を進めていただきたい。

(2) 企業版ふるさと納税の活用について

企業版ふるさと納税は、新たな民間資金の流れを巻き起こし、地方創生の取組を深化させることを目的として、平成28年度に創設された制度である。本制度は、国が認定した地方公共団体の地方創生のプロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みである。

令和2年度税制改正では、税の軽減効果を最大約9割まで引き上げられるとともに、地域再生計画の認定手続の簡素化など、大幅な見直しを実施された。併せて、地方創生推進交付金や地方財政措置を伴わない補助金・交付金に加え、併用可能な国の補助金・交付金が拡大されたところである。重層事業についても、その地方負担分に企業版ふるさと納税が活用できるため、地方負担軽減の観点から、積極的に御活用いただきたい。

なお、本制度の内容や手続き等については、内閣府地方創生推進事務局のホームページ等を参照されたい。

○企業版ふるさと納税ポータルサイト（内閣府地方創生推進事務局）

https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyou_furusato.html

(3) 各事業の実績報告について

重層事業を推進するに当たっては、事業を行うことによる経年的な効果や成果を明らかにしていくことが重要である。そのため、令和3年度から、重層事業を実施している市町村に対し、事業を通じて得られる基本情報の収集をお願いしているところである。

この実績報告については、現在、「生活困窮者自立支援統計システム」の改修という形で、「多機関協働事業業務支援ツール」及び「多機関協働事業支援統計ツール」の開発を行っているところであり、令和5年中から当該システムを通じて御報告いただくことを予定している。

具体的な開始時期（現時点では令和5年6月頃を予定）や報告方法については別途お示しするので、御了知いただきたい。

(4) 地域共生ポータルサイトについて

厚生労働省においては、地域共生社会の実現に向けた気運を醸成するため令和3年4月に地域共生社会のポータルサイトを開設し、重層事業をはじめ、地域共生社会の実現に向けた取組に関する基礎資料や各種通知、全国各地の取組事例等を随時掲載している。地域住民、保健医療福祉等の分野における関係団体や実践者、行政職員など幅広い方々を対象としたものであるため、各都道府県・市町村におかれて

は、関係団体や関係者への周知をお願いするとともに、包括的な支援体制の構築を推進するにあたり十分に御活用いただきたい。

○地域共生社会のポータルサイト

<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/>

(5) 国による自治体支援について

厚生労働省では、人材養成事業のほかにも、各都道府県との協議の上で、都道府県を訪問し、地域共生社会の考え方や重層事業等の内容などについて、周知・広報を行うとともに、各自治体等と意見交換を行う取組（全国キャラバン）を実施している。今年度も多くの都道府県から要望をいただき、各都道府県が主催する市町村等を対象にした会議の場等に訪問（オンライン含む）させていただくなど、順次対応しているところである。令和5年度においても同様の取組を実施していくことを予定しており、別途、実施にあたっての御案内をさせていただくので御了知願いたい。

なお、重層事業の概要説明等については、上記3の（3）で紹介した、厚生労働省ホームページにおける人材養成事業の動画配信において、行政説明も配信しているので、適宜御活用いただきたい。

地域共生社会の実現に向けた地域づくりの推進について

(1) 現状・課題

- 市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、令和3年4月から重層的支援体制整備事業（任意事業）により、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②多様な参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施している。
- 令和4年度においては134市町村が重層事業を実施しており、令和5年度は189市町村が実施予定である。重層事業を効果的に進めていくとともに、実施を希望する市町村が円滑に本事業に移行できるよう、適切な支援が必要である。

(2) 令和5年度の取組

- 重層事業を実施する市町村に対して、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野の相談支援や地域づくりにかかる補助と、多機関協働等の新たな機能にかかる補助を加えて一体的に執行できる重層事業交付金を交付する。
- 都道府県が市町村の包括的な支援体制の整備をさらにバックアップできるよう、都道府県が行う市町村への後方支援に必要な経費に対する補助を実施するほか、重層的支援体制整備事業への移行を希望する市町村に対して補助を実施する。
- 国において、都道府県・市町村職員や重層事業に従事する職員等を対象とした人材養成研修を行う。

(3) 依頼・連絡事項

- 重層事業を導入する市町村においては、分野を超えた部局横断の連携体制の検討及び整備を進めるとともに、毎年度の予算編成や予算執行にかかる体制の構築をお願いします。特に、地域住民や支援関係機関との間で意見交換や対話を繰り返し、目的意識を共有するといったプロセスが必要不可欠である。
- 都道府県においては、地域共生社会の実現に向けた市町村の創意工夫ある取組を支援するため、都道府県後方支援事業を活用するなど、管内市町村への積極的な支援をお願いします。また、重層事業における多機関協働事業等の負担割合は、令和5年度以降、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4となるため、都道府県におかれては、市町村に対し適切に交付するようお願いする（地方負担分については、地方財政措置が講じられる予定）。

重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)の概要

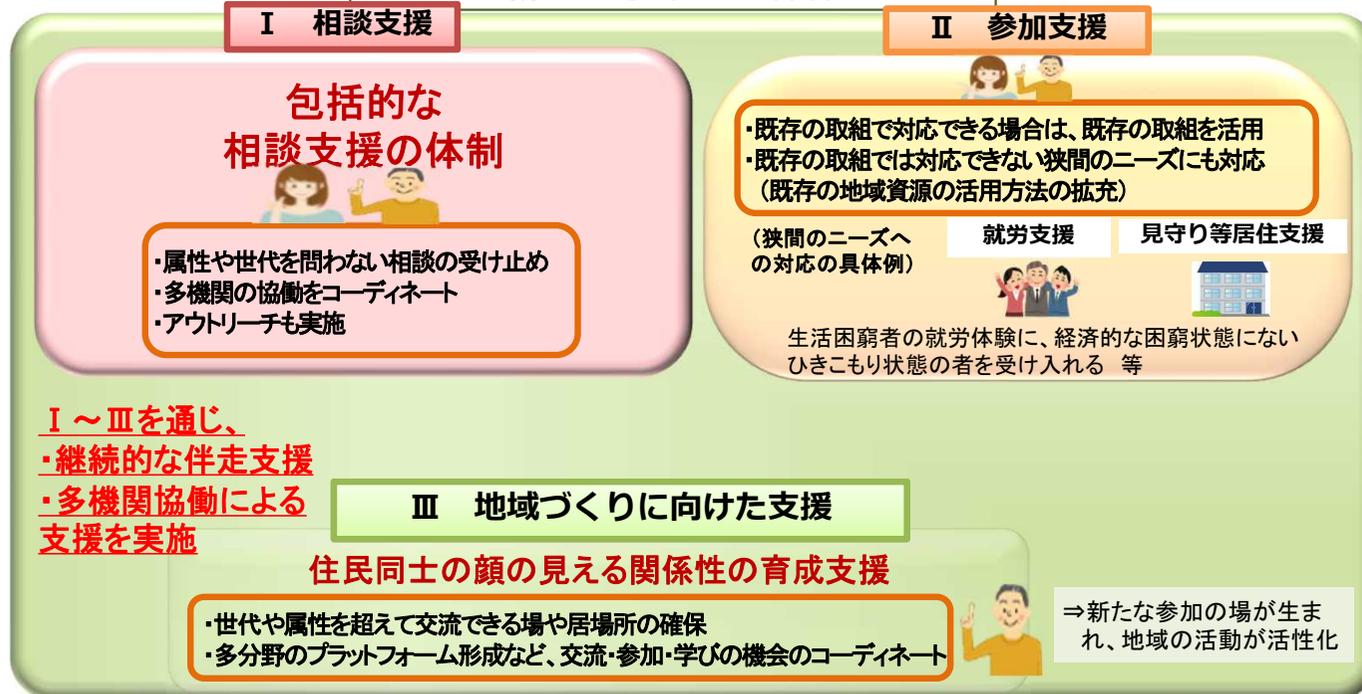
- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。 (※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
- ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
- ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」社会福祉法第106条の4)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。**
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付する。**

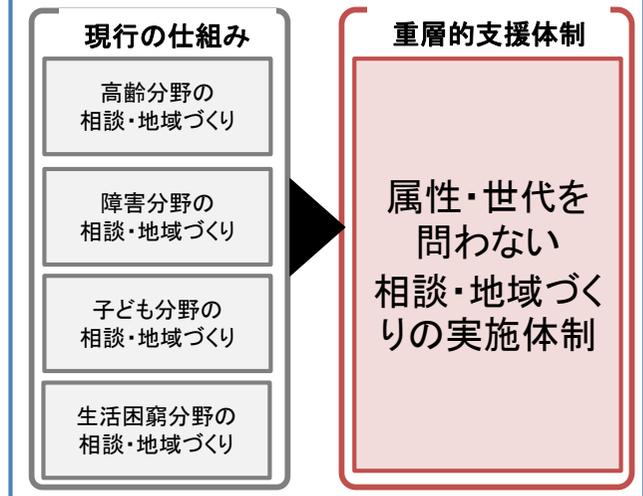
→ **令和3年4月1日施行**

新たな事業の全体像



相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、**高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。**



地域共生社会の実現に向けた地域づくり

令和5年度予算案
351億円
(令和4年度予算:261億円)

【重層的支援体制整備事業】 令和5年度予算案：322億円（令和4年度予算：232億円）

- 社会福祉法に基づき、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施する。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
包括的相談支援事業	○ 以下の事業に必要な経費 ・地域包括支援センターの運営（介護分野） ・基幹相談支援センター等機能強化事業等（障害分野） ・利用者支援事業（子ども・子育て分野） ・生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業（生活困窮分野）	市町村	各法に基づく負担率・補助率
地域づくり事業	○ 以下の事業に必要な経費 ・地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業（介護分野） ・地域活動支援センター機能強化事業（障害分野） ・地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て分野） ・生活困窮者支援等のための地域づくり事業（生活困窮分野）	市町村	各法等に基づく負担率・補助率
多機関協働事業等	○ 多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業に必要な経費	市町村	国:1/2 都道府県:1/4 市町村:1/4

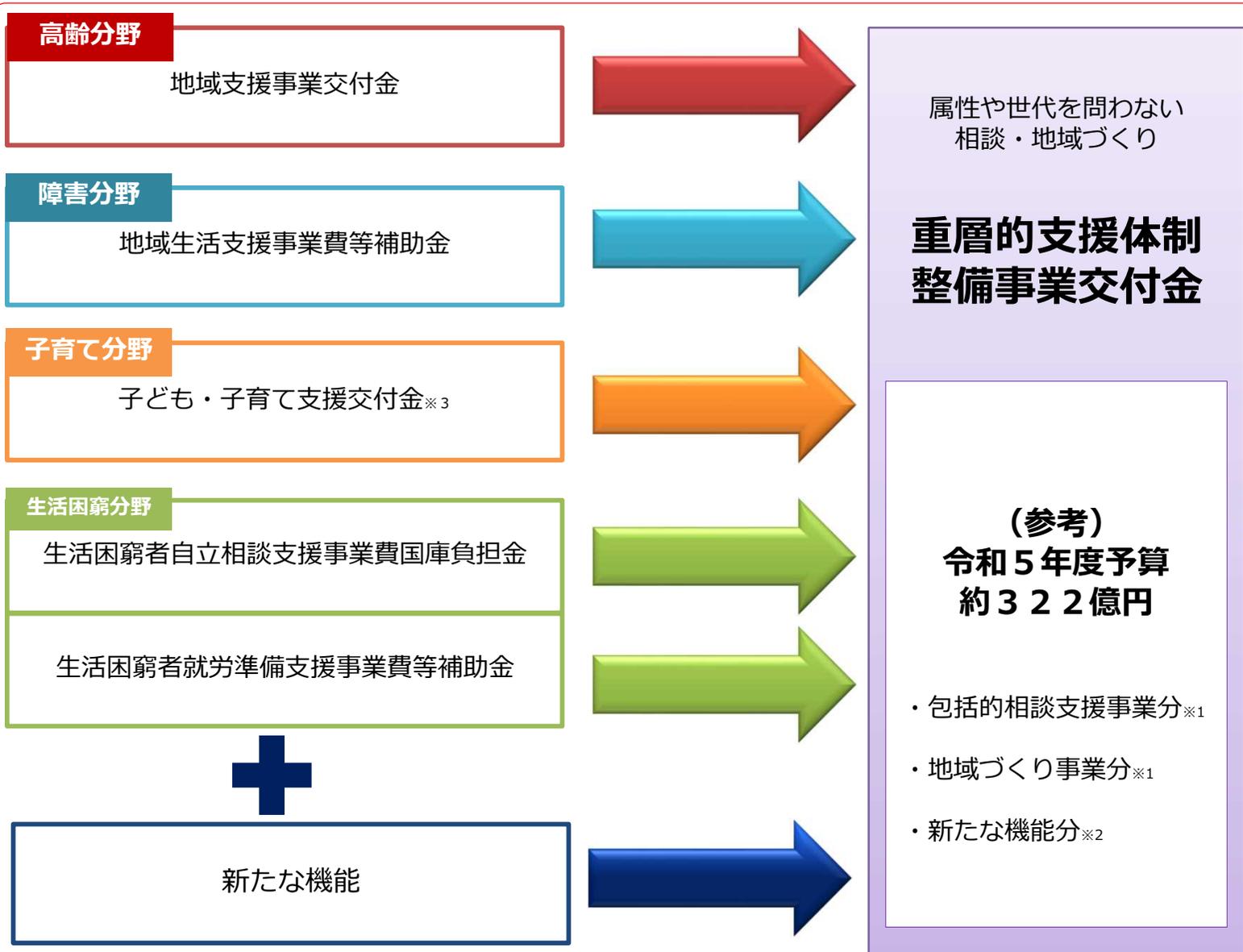
【その他（包括的な支援体制の整備に向けた支援）】 令和5年度予算案：29億円（令和4年度予算：29億円）

- 市町村における重層的支援体制整備事業の実施に向けた移行準備、都道府県による市町村への後方支援等を行う。

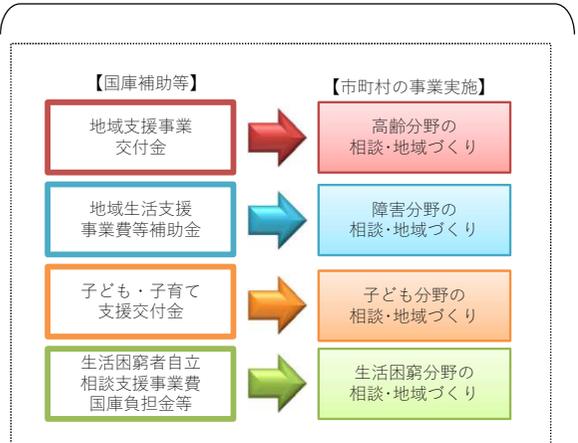
事業名	経費概要	実施主体	補助率
重層的支援体制整備事業への移行準備事業	○ 重層的支援体制整備事業への移行準備に必要な経費 ※改正社会福祉法の施行から一定期間が経過していること等を踏まえ、令和5年度以降に新規実施する自治体については、国庫補助の上限額を見直す予定。	市町村	国:3/4 市町村:1/4
重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業	○ 市町村における包括的な支援体制の構築を進めるために行う、都道府県による市町村への後方支援の取組に必要な経費	都道府県	国:3/4 都道府県:1/4
重層的支援体制構築推進人材養成事業	○ 重層的支援体制整備事業の実施市町村、都道府県、本事業の従事者等を対象とした人材養成に必要な経費	国	(委託費)

○重層的支援体制整備事業交付金は、高齢、障害、子育て、生活困窮分野の相談支援や地域づくりにかかる既存事業^{※1}の補助金等を一体化するとともに、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援といった新たな機能^{※2}を追加して一括して交付する。

重層的支援体制整備事業（実施は市町村の任意）



(参考：現行の仕組み)



<※1 既存事業について>

- 包括的相談支援事業
 - ・高齢（地域包括支援センターの運営）
 - ・障害（基幹相談支援センター等機能強化事業等）
 - ・子育て（利用者支援事業）
 - ・生活困窮（生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業）

- 地域づくり事業
 - ・高齢（地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業）
 - ・障害（地域活動支援センター機能強化事業）
 - ・子育て（地域子育て支援拠点事業）
 - ・生活困窮（生活困窮者のための地域づくり事業）

<※2 新たな機能について>

- ・多機関協働事業
- ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- ・参加支援事業

<※3 子育て分野の予算計上について>

- ・子ども・子育て支援交付金はこども家庭庁計上
- ・重層的支援体制整備事業交付金については、内閣府から予算を移管し、厚生労働省へ計上